

尾張旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

専決処分承認を求めることについて

討論要旨 榊原利宏議員

先ほどの答弁では、中間所得層の負担が重くなることから、能力に応じた公平性を求め、限度額を引き上げているとのことでした。しかし、中間層の保険税には、低所得層向けのような軽減制度はなく、賦課限度額を上げようが下げようがストレートに税率がかかります。答弁では、賦課限度額引上げが中間所得層の負担軽減に一定の効果をもたらすとおっしゃいましたが、具体的に示すことはなかなかできないと考えます。

また、限度額を超える世帯の割合を全体の1.5%に近づけるという運用ルールがありますが、賦課限度額を上げると同時に保険税率も引き上げられており、いたちごっことなっております。

例えば、令和5年度の後期高齢者支援金分の限度額を超える世帯は1.77%でしたが、令和6年度は、税率値上げによって2.08%に上昇いたしました。これに今回の賦課限度額2万円引上げにより1.75%に低下するものの、令和5年度と比べまして、僅か0.02ポイント下がる、こうしたことであります。保険税と賦課限度額の引上げ競争はやめるべきです。

また、見過ごしてはならないのは、国保税と協会けんぽなどの被用者保険とでは、同じ所得でも国保税が大きく上回っていることです。この不公平の解決抜きに賦課限度額の引上げは許されません。

さらに、目下の物価高騰のさなかに、賦課限度額を引き上げることは、市民にとって優しいこととは言えません。そういった状況を見極める上でも、最後に申し上げたいことは、本件を専決処分処理していることの見直しであります。

国保税限度額の引上げは、納税者の不利益処分になることから、議会の審査をするために、1年遅れとする自治体もあります。この点は、当局内においても検討を求めるものであります。

以上の理由から、本承認案には反対と表明し、討論を終わります。